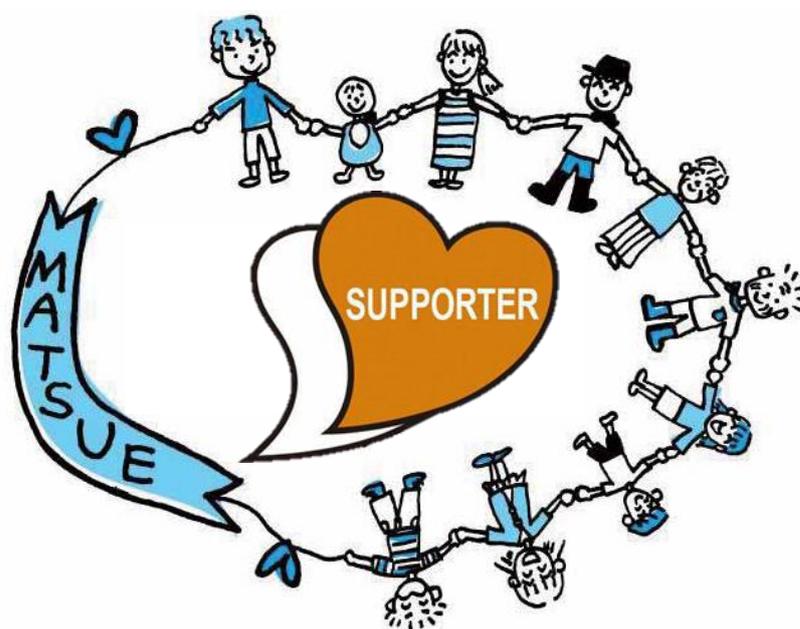


# 障害者差別解消法

(松江市障がい者差別解消条例) の推進に関する

## 松江市職員対応要領



ま ちのみんなのちょっとした配慮で、

つ くる

え がおあふれるまち

平成 28 年 10 月

改訂 令和 6 年 4 月

松江市

## 目 次

はじめに	3
障がい理解のポイント	4
I. 本対応要領の趣旨	5
1. 策定理由及び対象範囲	5
2. 位置づけ	7
II. 障がいを理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方	7
1. 条例が対象とする障がいのある人	7
2. 不当な差別的取扱いの基本的な考え方	7
3. 合理的配慮の基本的な考え方	8
求められる合理的配慮の例（代替措置・事前的措置を含む。）	10
III. 理解の促進のための研修	13
IV. 障がいを理由とする差別に関する相談体制の整備	13
1. 市職員の対応に関する相談について	13
2. 事業者の対応に関する相談について	14
V. 附則	14
《様式》	
障がいを理由とする差別に関する相談 受理報告書（様式1）	15
障がいを理由とする差別に関する相談 結果報告書（様式2）	16
<資料編>	
・差別解消に向けた流れ	17
・障がい別の主な特性と配慮の例	18
・場面別の障がいのある人への配慮の例	25
・障がい者に関するマークの一例	28
・障害者基本法	30
・障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律	30
・松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例	38

## はじめに

### 【背景、国の動向】

- 平成18年に国連において、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保すること並びに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が採択されました。我が国では、平成19年に署名し、国内法の整備を進めた後、平成26年1月に条約を締結しました。
- 障害者権利条約には、障がいのとらえ方として、従来の、障がいは病気や外傷等から生じる個人の問題であり医療を必要とするものであるという、いわゆる「医学モデル」の考え方から、障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の障がいのみ起因するものではなく様々な社会的な障壁と相対することによって生ずるもので、このような社会的障壁の除去が必要との認識に立つことが社会全体に求められるという、「社会モデル」の考え方が随所に反映されています。
- 平成23年の障害者基本法の改正では、障がい者に対する差別の禁止が基本原則として明示されるとともに、この社会モデルの考え方を踏まえ、社会的障壁の除去を怠ることによって障がい者の権利利益を侵害することのないよう、必要かつ合理的な配慮がされなければならないことが規定されました。
- 平成25年6月には、障害者基本法の基本原則を具体化する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が制定されました。同法では、行政機関等及び事業者に対し、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、社会的障壁<sup>ii</sup>の除去の実施について合理的配慮を提供することを行政機関等には義務付けし、事業者には努力義務と規定されました。また、令和3年6月には障害者差別解消法の改正法が公布され、令和6年4月から事業者も合理的配慮の提供が義務付けされました。

### 【松江市の姿勢】

- 一方、本市においては、平成28年3月に策定した松江市障がい基本計画に「障がいのある人もない人も共に住み慣れた地域社会の中でお互いを尊重し、理解しながら、安心して暮らせる共生社会の実現」を基本理念に掲げるとともに、法の趣旨を踏まえながら、より実効性のある取り組みを行うため、平成28年7月4日に「松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例（以下「松江市障がい者差別解消条例」という。）」を制定（平

<sup>i</sup> 事業者：商業その他の事業を行う者（地方公共団体の経営する企業を含み、国、地方公共団体を除く。）であり、目的の営利・非営利、個人・法人を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者。個人事業者、社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体も対象。

<sup>ii</sup> 注1 「社会的障壁」とは、障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。  
・事物（通行や利用しにくい施設・設備や音声案内・点字・手話通訳の欠如など）  
・制度（利用しにくい制度など）  
・慣行（障がいのある人の存在を考慮しない習慣や文化など）  
・観念（障がいのある人に対する偏見、誤解、差別的な意識など）

成 28 年 10 月 1 日施行) し、障がい理解の拡大、障がいを理由とする差別の解消の取り組みを進めています。

- 障がい理解の拡大、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みについては、市、市民、事業者など社会全体で取り組むべきものであり、特に市は市民等の模範として全庁をあげて積極的に推進していく必要があります。

※令和 3 年 5 月の障害者差別解消法の改正に伴い、令和 5 年度に松江市障がい者差別解消条例の改正を実施し、事業者の合理的配慮の提供について「義務」である旨規定しました。

## 障がい理解のポイント

障がいのある人とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、難病を原因とする障がいその他の心身の機能の障がいのある人で、障がいや社会的障壁によって、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態が続いている人をいいます。

### 松江市には多くの障がいのある人が暮らしています。

本市では約 1 万 3 千人が障がい者手帳を所持しており、おおよそ 15 人に 1 人が手帳を所持しています。（令和 5 年 3 月末現在）

また、障がい者手帳は取得せずとも、精神科通院をしている人も多く<sup>iii</sup>おられます。

### 障がいは誰にでも生じ得ます。

障がいは、先天性の障がい、体や心の病気、事故や災害、加齢などを原因として、家族を含め、誰にでも生じ得ます。

### 「障がい」には 2 つの考え方があります。

・ひとつは、「障がいの医学モデル」といい、「障がい」による不利益、困難の原因は、個人の心身機能の障がいによるものという考え方です。

・もうひとつは、「障がいの社会モデル」といい、「障がい」による不利益・困難の原因は社会（モノ、環境、人的環境等）と心身機能の障害があいまって作りだされているという考え方です。（9 ページに詳細記載）

この「社会モデル」の考え方も、社会の中で普及しつつあります。

<sup>iii</sup> 精神障がい者手帳取得者数：令和 5 年 3 月末時点 2,888 人  
自立支援医療費受給者数：令和 5 年 3 月末時点 6,668 人

## 障がいは多種多様で同じ障がいでも一律ではありません。

障がいの種類も程度も様々であり、同じ障がいでも、その症状は一律ではありません。また、複数の障がいを併せもつ場合もあります。

## 外見ではわかりにくい場合があります。

外見だけでは障がいがあることがわからないこともあるため、周囲の理解や配慮を受けにくい状況の人がいます。例えば、内臓、聴覚、精神の障がいなど。

## 周囲の理解や配慮があることが、障がいのある人の暮らしの助けとなります。

適切な支援や配慮を受けながら、企業や行政などで就労をする人や障がい者施設で福祉就労をする人が多くおられます。スポーツなどの趣味を通じて自分らしく暮らしている方など、多くの障がいのある人が障がいのない人と同じように地域で暮らしています。

松江市は、障がいのある人もない人も含め、誰もが尊厳をもって、お互いを理解し、支えあう社会である「共生社会の実現」を目指しています。

※障がい別の主な特性と配慮の例については 18 ページに記載しています。

## I. 本対応要領の趣旨

### 1 策定理由及び対象範囲

#### (1) 法令の規定

ア 障害者差別解消法により、行政機関等及び事業者には、その事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人の権利利益を侵害（差別）することのないよう、次の義務が課せられます。（法第7条、第8条）

区分	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
行政機関等	禁止	義務
事業者		
市民 <sup>iv</sup>	禁止	努力義務 (条例第5条第2項)

イ 行政機関等は、政府の基本方針に即し、職員がこれに適切に対応するために必要な「地方公共団体等職員対応要領」を定めるものとされています。（法第9条、第10条）

ウ 事業者については、主務大臣が、政府の基本方針に即し、事業者が適切に対応するために必要な「対応指針」（ガイドライン）を事業分野ごとに定めるものとされていま

<sup>iv</sup> 障害者差別解消法では国民の義務については規定されていないが、松江市障がい者差別解消条例では、市民による差別の禁止、合理的配慮の提供に係る努力義務を規定している。

す。（法第11条）

※ 地方公営企業及び公営企業型の地方独立行政法人は、行政機関等ではなく「事業者」に該当します。

## (2) 対象となる職員

市長事務部局、議会、教育委員会その他の行政委員会の常勤の特別職、正規職員、再任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員とします。

なお、主務大臣が定める対応指針によるべき事業者（地方公営企業）に当たる水道局、ガス局、交通局、市立病院の職員についても、各対応指針の内容と齟齬が生じるものではないため、この対応要領の対象に含めます。

## (3) 委託や指定管理などにより事務事業を行う場合

本市の業務を委託や指定管理等により行う場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生じることにより障がいのある人が不利益を受けることのないよう、受託者又は指定管理者等に対し、当該事業分野に係る主務大臣の対応指針を遵守することに加え、本対応要領を踏まえ合理的配慮を提供することを求めるものとします。

### 《留意事項》

#### ○ 事業者に向けて主務大臣が定める対応指針について

事業者については、事業における障がいのある人との関係が分野、業種、場面、状況などによって様々であり、求められる配慮の内容、程度も多種多様です。「合理的配慮の提供」については行政機関等と同様に義務とされており、障害者差別解消法及び事業分野ごとに主務大臣が定める対応指針を踏まえ、適切な合理的配慮の提供が求められています。

事業分野（例）	対応指針
福祉	【厚生労働省】 「障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン」 (福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針)
教育、スポーツ、文化芸術等	【文部科学省】 「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」
交通、旅行、不動産等	【国土交通省】 「国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」
医療	【厚生労働省】

	<p>「障害者差別解消法 医療関係事業者向けガイドライン」  (医療分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針)</p>
--	---

■各省庁が作成した対応指針は、内閣府のホームページを参照

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioshishin.html>

## 2 位置付け

### (1) 職員の業務上の指針

本対応要領は、職員が事務・事業を行うに当たり、障がい者を理由とする障がいのある人の権利利益を侵害（差別）することがないように、業務上の指針とします。

### (2) 各部署の取組の指針

本対応要領は、個別の場面において障がいのある人に対する「合理的配慮の提供」を的確に行えるようにするための指針とします。なお、各部署は「合理的配慮の提供」を適切に実施するとともに、条例を踏まえ、ハード面（施設や設備の改善・整備など）及びソフト面（制度や体制の改善・整備、職員研修など）の両面においても積極的に取り組むものとします。

## II. 障がい者を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

職員は、事務又は事業を行うに当たっては、以下の基本的な考え方を踏まえて、障がい者を理由とした不当な差別的取扱いにより、障がいのある人の権利利益を侵害することのないようにするとともに、社会的障壁の除去について適切に合理的配慮の提供を行うものとします。

### 1 条例が対象とする障がいのある人（条例第2条第1号）

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、難病を原因とする障がいその他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいいます。

### 2 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がい者を理由として、財・サービスや各種機会の提供の拒否、場所・時間帯などの制限、障がいのない人に対しては付さない条件を付けることなどによる、障がいのある人の権利利益の侵害を禁止します。

#### 《留意事項》

「正当な理由」の判断の視点

ⅴ 「障がい者を理由として」とは、障がい者を直接の理由とする場合と、障がいそのものではないが、車いす等の福祉用具の利用や盲導犬・介助犬・聴導犬の同行等のような障がいに関連する事由を理由とする場合も含まれる。

ア 当該取扱いが、客観的に見て正当な目的の下に行われ、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合は正当な理由に相当します。

正当な理由があると判断した場合には、障がいのある人にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めること。

イ 正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、障がいのある人や第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生防止等）及び市の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。

■ 不当な差別的取扱いの例（例示であり、記載した具体例に限られるものでない。）

例 1) 視覚に障がいのある人が施設を利用する時に、盲導犬の同伴を断る。

例 2) イベント会場で、電動車いすを使用していることを理由に入場を拒否する。

例 3) 障がいを理由に窓口対応を拒否する。

例 4) 障がいを理由に対応の順序を後回しにする。

例 5) 障がいを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。

例 6) 障がいを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。

例 7) 事務又は事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障がいがあることを理由に、来庁の際に付添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付添い者の同行を拒んだりする。

例 8) 障がいがあることを理由として、言葉遣いや接客の態度など接遇の質を下げること。

### 3 合理的配慮の基本的な考え方

合理的配慮の提供とは、事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明<sup>vi</sup>があった場合において、その実施に伴う過重な負担がないときに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮の事です。

合理的配慮は、障がいのある人が受ける生活のしづらさは、心身の機能の障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする「社会モデル」の考え方を踏まえたものです。

<sup>vi</sup> 「意思の表明」とは、言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達などの必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられるもの。（障がいのある人の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。）

## 社会モデルとは？

社会モデルとは、「障がいのある人が日常生活又は社会参加において受ける生活のしづらさは、機能障がいや疾患などのことを考慮しないで作られた社会の仕組みや社会的障壁に原因がある」とする考え方で

従来は、「生活のしづらさは、その人個人の病気や外傷等に原因がある」という医学モデルとして考えられてきました。このため、障がいのある人への対応は、生活のしづらさの原因となる機能障がいを治療やリハビリ等によって軽減させることが必要であるとし、専門の福祉施設などで必要な治療やリハビリ等を受けさせることに重点が置かれてきました。

しかし、こうした施策は、障がいのある人を地域社会から排除する社会環境を作ることへつながり、その結果、様々な社会の仕組みが障がいのある人を考慮しないで作られてきました。

今日では、障がいのある人を含め、誰であっても社会から排除せず、共生する社会（「ソーシャル・インクルージョン」）を目指すことが社会福祉の基本理念になっています。国連総会における「障害者権利条約」の採択によって社会モデルの考え方が示され、障害者基本法にもこの考え方が取り入れられました。

### 《留意事項》

- (1) 合理的配慮の提供は、事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の、市の業務に付随するものに限られます。
- (2) 合理的配慮の提供は、障がいのない人との比較において同等の機会の提供を受けるためのものです。
- (3) 合理的配慮の提供は、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないものです。
- (4) 合理的配慮の提供は、障がいの特性や具体的場面・状況に応じて異なり、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものです。
- (5) 合理的配慮の提供にあたっては、次の(6)に記載する「過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応がなされる必要があります。

また、建設的対話に当たっては、障害者にとっての社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障がい者と共に考えていくために、双方がお互いの状況の理解に努めることが重要です。例えば、障がい者本人が社会的障壁の除去のために普段講じている対策や、市が対応可能な取組等を対話の中で共有する等、建設的対話を通じて相互理解を深め、様々な対応策を柔軟に検討していくことが円滑な対応に資すると考えられます。

## (6) 「過重な負担」の基本的な考え方

過重な負担については、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。過重な負担に当たると判断した場合は、障がいのある人にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めてください。

- ア 事務及び事業への影響の程度（事務及び事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- イ 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ウ 費用・負担の程度
- エ 事務及び事業の規模
- オ 財政及び財務の状況

### 求められる合理的配慮の例（代替措置・事前的措置を含む。）

【※25 ページに場面別の事例をより多く載せています。】

3 で示したとおり、合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものですが、具体例としては、次のようなものがあります。

なお、記載した具体例については、過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらは例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意してください。

## 案内（入口・受付）・誘導

### 事例1 視覚障がい

状況 市役所に来たが、案内板を見ることができず、受付場所の案内を希望した。

対応 驚かせることのないように、正面から「私は〇〇ですが、ご案内します。」と声をかけて窓口まで案内した。

※入り口付近で迷っている様子の場合も、正面から声をかけ、ご案内しましょう。

### 事例2 知的障がい

状況 市役所に来たが、どこが受付場所か理解が難しいので案内を希望した。

対応 地図を描いた紙を渡すことで案内した。又は、同伴し案内した。

### 事例3 身体障がい

状況 市役所に来たが、障がいにより歩行に支障があるため、車いすを希望した。

対応 総合案内の車いすを貸し出した。求められ、窓口まで押して案内した。

## 相談・説明・窓口対応

事例1 知的・精神・発達障がい又はその他高齢の人 など

状況 手続きの内容の理解が難しいため、わかりやすい説明を希望した。

対応 ゆっくり、丁寧に説明し理解に努めた。書類の記入方法も項目ごとに説明した。  
必要に応じ、紙に図を描いて説明した。

事例2 視覚障がい、身体障がい（上半身に障がい）

状況 障がいにより自分で書類記入が難しいため代筆を希望した。

対応 本人に確認しながら、代筆した。

事例3 聴覚障がい・言語障がい

状況 聴覚や言語の障がいでコミュニケーションが難しく考えが伝わらない。

対応 メモ紙を用意し筆談をした。必要に応じ、障がい者福祉課の手話通訳職員を呼んで、手話通訳をしてもらい伝えた。

事例4 精神・発達・知的障がい

状況 手続きに疲れを感じたり、混乱したので、休憩を希望した。

対応 手続きを中断し、休憩時間をとった。必要に応じ別室で休憩してもらった。

事例5 精神・発達・知的障がい

状況 人が大勢いるところは緊張や不安などで苦手である申出があった。

対応 人の少ないブースや別室に移動し対応した。

## 文書等の作成・送付

事例1 視覚障がい者への通知等

対応 ・封筒に所属名・文書概要等を点字化したシールを貼る、又は所属名等の点字入り封筒を用意し、どの分野のお知らせかわかるようにした。  
・通知の文字を拡大した。

事例2 知的障がい者への通知等

対応 通知の漢字にふりがなをふった。また文章を簡単な内容に変更した。

## 会議・講演会等イベント

### 事例1 視覚障がい

状況 会議に視覚障がいの人を招き出席いただく。又は傍聴をされる。

対応 会議内容は声のみの情報となるため、ゆっくり、丁寧な進行を心がけた。

### 事例2 視覚障がい

状況 会議資料を事前送付するが、出席者に視覚障がいの人がある。

対応 資料の内容をテキスト形式にしてメール送付した。（視覚障がいの方は、読み上げソフトを使用し、資料内容を把握した。）

※PDF ファイルは一度「テキストとして保存」すると、文章の順番などを確認できます。

### 事例3 聴覚障がい

状況 講演会を開催するが、聴覚障がいの方の参加が見込まれる。

対応 障がい者福祉課に手話通訳者の派遣を依頼した。

本人が手話通訳者を手配したので、本人の横の席に手話通訳者の席も確保した。

### 事例4 全般

状況 不特定多数の人が参加するイベントを開催する。

対応 ・通路の幅は車いすの人が通れるように確保した。

・ブースには車いすに対応できるようスペースを確保した。

・手話通訳を配置した。

・イベントの申込様式に、「必要な配慮」の項目を設けた。

## 緊急時の対応

### 事例1 聴覚障がい

状況 庁舎から避難が必要となった。（火災、地震など）

対応 市民を避難誘導する際に、聴覚障がい、視覚障がいの方が取り残されていないか確認する。

### Ⅲ. 理解の促進のための研修

職員一人ひとりが障がいのある人に対して適切に対応し、また、障がいのある人及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するためには、法の趣旨、社会的障壁の除去の必要性、障がいやその状態に応じた配慮等に関する理解を深めることが必要です。

そのため、職員は差別を解消するための基本的な考え方に関する職員研修を受講してください。

### Ⅳ. 障がいを理由とする差別に関する相談体制の整備

#### 1. 市職員の対応に関する相談について

「障がいを理由とする差別」に関する相談窓口は、人事課及び障がい者福祉課とします。問題の解決については、当該事務事業を所管する課等（以下「所管課等」という。）が対応することを基本とし、所管課等だけでは解決が困難な場合、人事課及び障がい者福祉課とともに、問題解決・再発防止等に取り組みます。

それぞれの役割についての説明は、以下のとおり。

	役 割
所管課等	<p>【「所管課による差別」の相談】</p> <p>管理職は、</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①状況確認</li><li>②相談を受け付けたことを人事課へ報告（様式1）</li><li>③差別にあたる行為があったと認められる場合、関係職員へ指導。</li><li>④相談者（障がい当事者等）への説明等の対応。</li><li>⑤人事課へ結果報告（様式2、差別にあたりと認められなかった場合も含む）。</li></ol> <p>【指定管理者及び委託業者の従業員の対応相談】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①状況確認</li><li>②相談者への差別にあたる行為があったと認められる場合、指定管理者へ指導。</li></ol> <p>※適宜、人事課、障がい者福祉課に相談</p> <p>【所管課等のみでは対応が困難な場合】</p> <p>人事課及び障がい者福祉課とともに是正措置及び再発防止を図る。</p>
人事課	<p>【「所管課による差別」の相談】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①市民から「所管課等による差別」の相談があった場合、所管課等の管理職に対応を依頼。</li><li>②所管課等からの報告書（様式2）の写しを受領し、障がい者福祉課に送付する。</li></ol>
障がい者福祉課	<p>【「所管課による差別」の相談】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①市民から「所管課等による差別」の相談があった場合、所管課等の管理職に対応を依頼。</li></ol>

	②人事課から報告書（様式2）の写しを受け、事例集として集積。
各種相談 窓口※	各種相談窓口にて、市職員による障がい理由とする差別に関する相談が寄せられた場合、人事課に報告（様式1）。 人事課において、個々のケースに沿った対応を行う。

※各種相談窓口とは、所管課等の既存の相談窓口（例：健康相談、子育て相談、発達・教育相談、虐待相談、市民の声など）を指す。

※市及び職員全体による差別の相談があった場合は人事課が対応する。

## 2. 事業者の対応に関する相談について（参考）

事業者は、法により「不当な差別的扱い」が禁止され、「合理的配慮の提供」は義務とされています。事業者については、各事業所が適切な対応を行うよう、主務大臣により事業分野における「対応指針」が定められています。

市では、法第14条の規定に基づく、障がい理由とする差別に関する相談の主たる相談窓口を障がい者福祉課に設けています。（その他、松江市障がい者基幹相談支援センター絆も対応します。）

## V. 附則

- 1 この要領は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 この要領は、国の基本方針や相談事例等を踏まえ、必要があると認めるときは、所要の見直しを行うこととする。
- 3 この要領は、令和6年4月1日に施行する。

(様式1) 所管課等、各種相談窓口→人事課

### 障がいを理由とする差別に関する相談 受理報告書

報告日 (和暦) 年 月 日

相談受理部署	部 課 (相談窓口の場合) 相談名 :
対象の所管課等	部 課
相談受理日	(和暦) 年 月 日 ( )
相談者に関する障がい種別	視覚 聴覚 音声・言語 肢体不自由 内部 知的 発達 精神 高次脳 難病 ※相談者から申し出があった場合、わかる範囲で記載ください。
相談方法	面談 書面 電話 電子メール その他 ( )
主たる相談内容 (主訴)	
具体的な相談内容	
報告者 (管理職)	(内線)

※個人情報に係る記載は避けること。

(様式2) 所管課等→人事課

障がいを理由とする差別に関する相談 結果報告書

報告日 (和暦) 年 月 日

所管課等	部 課
相談受理日	(和暦) 年 月 日 ( )
相談者に関する障がい種別	視覚 聴覚 音声・言語 肢体不自由 内部 知的 発達 精神 高次脳 難病 ※相談者から申し出があった場合、わかる範囲で記載ください。
相談方法	面談 書面 電話 電子メール その他 ( )
主たる相談内容 (主訴)	
具体的な相談内容	
事実確認	
対 応 結 果	相談者への対応
	関係職員への指導等
報告者 (管理職)	(内線)

※個人情報に係る記載は避けること。

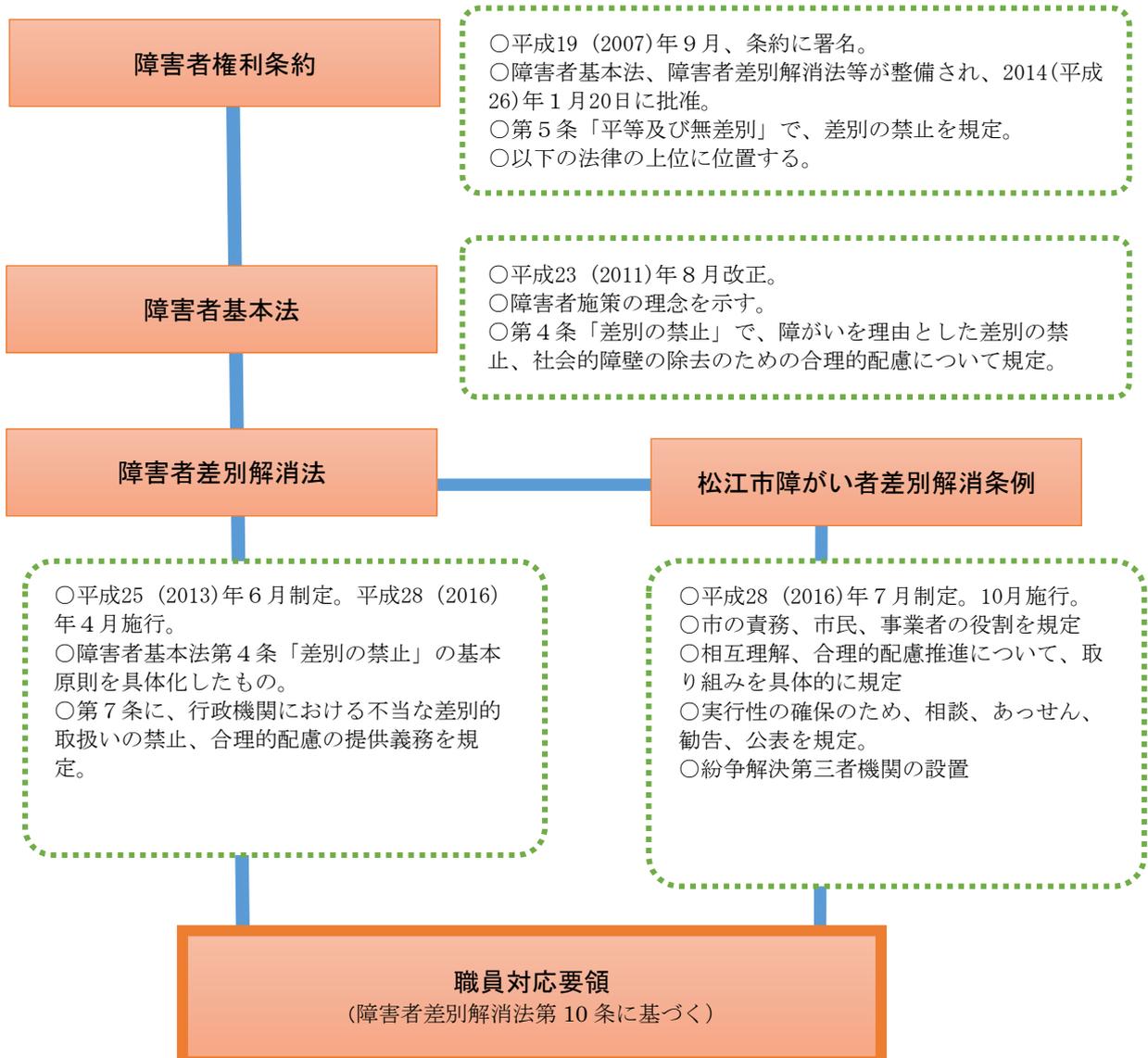
※障がいによる差別にあたり認められなかった場合も記載のこと。

## <資料編>

- P17・・・差別解消に向けた流れ
- P18・・・障がい別の主な特性と配慮の例
- P25・・・場面別の障がいのある人への配慮の例
- P28・・・障がい者に関するマークの例
- P30・・・障害者基本法（昭和45年法律第84号）（抜粋）
- P30・・・障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律
- P38・・・松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例（略称：松江市障がい者差別解消条例）

### 差別解消に向けた流れ

障がいを理由とする差別の解消に向けては、次のような流れの中で進んでいます。



## <障がい別の主な特性と配慮の例>

### 視覚障がい

#### 1 主な特性

- ・何らかの原因によって視機能に障がいがあることにより、全く見えない場合と見えづらい場合（ロービジョン）とがあります。
- ・ロービジョンには、眼鏡をかけていてもよく見えない、光がまぶしい、暗いところで見えにくい、見える範囲が狭い、特定の色がわかりにくいなどの症状があります。
- ・点字で情報を得る人や音声で情報を得る人がおられます。
- ・移動方法は、白杖を使う人、盲導犬を使う人、介助者に誘導してもらう人など様々です。

#### 2 配慮の例

- ・突然体にふれるのではなく、前方から声をかける。
- ・代筆を求められた場合は、本人の意思を確認しながら代筆を行う。（代読も同様）
- ・場所を伝える場合、「あちら、こちら」などの指示語を使わず、「30センチ右」「時計で3時の方向」など具体的に説明する。

※補助犬（盲導犬等）について：身体障害者補助犬法に基づき、公共交通機関や不特定多数の人が利用する施設（行政施設、ホテル、飲食店、病院等）は、原則補助犬の同伴を拒むことはできません。

### 聴覚障がい

#### 1 主な特性

- ・聴覚障がいには、耳が全く聞こえないろう・ろうあ、音や声が聞こえづらい難聴があります。また、事故や病気が原因で途中から聞こえなくなった中途失聴の人がいます。
- ・言語障がいは、言葉を理解することや適切な表現が困難な言語機能の障がいと、発音や発声だけがうまくできない音声機能の障がいがあります。

#### 2 配慮の例

- ・コミュニケーションを求められた場合、筆談を行う。（必要に応じて手話通訳職員を呼ぶ）
- ・話の内容がお互いに理解できているか確認する。（障がいのある人が伝えたいことを、理解できていないうちに理解した対応はしないようにしましょう。）

## 音声・言語機能障がい

### 1 主な特性

- ・音声機能障がいは、喉頭などの器官の障がいで、言葉の理解には支障がなく、発声だけが困難な障がいです。
- ・言語機能障がいは、失語症や構音障がい、言語発達障がいなど、言葉の理解や適切な表現が困難な障がいです。
- ・音声機能障がいの方は、声帯の代わりに食道部を振動させて声にしたり（食道発声）、電動式人工喉頭を首に当てて声にしています。聞きとりにくい場合は、筆談をあわせて利用することもあります。

### 2 配慮の例

- ・コミュニケーションを求められた場合、筆談を行う。会話をしているときでも、聞き取りにくいときは、文字で書いて内容を確認する。

## 盲ろう

### 1 主な特性

- ・視覚障がいと聴覚障がいが重複した重度の障がいです。盲ろうは、大きく分けて、次の4つのタイプがあります。
  - ・全盲ろう 全く見えず、全く聞こえない状態
  - ・盲難聴 全く見えず、少し聞こえる状態
  - ・弱視ろう 少し見えて、全く聞こえない状態
  - ・弱視難聴 少し見えて、少し聞こえる状態
- ・どのタイプにも共通しているのは、情報を得ることが困難ということです。会話だけでなく、音や光といった情報が十分に得られず、一人での外出も困難です。家族や盲ろう者通訳・介助員の支援を受けて外出されることがあります。
- ・家族や盲ろう者通訳・介助員が、手のひらに文字を書いたり、触手話など、それぞれにあったコミュニケーション方法を生み出す努力と工夫をしています。

### 2 配慮の例

- ・通常は家族や盲ろう者通訳・介助員などの支援者が同行しているため、支援者を通じてコミュニケーションをとるのが基本的です。
- ・話しかける場合には、まず肩にそっと手を触れて話しかけましょう。聴力が使える人もいます。
- ・相手が気づいてくれたら、やさしく手を取って、手のひらに文字を書いてみましょう。この方法でコミュニケーションを取ることができる人もいます。

## 肢体不自由

### 1 主な特性

- ・ 事故などによる手足の損傷あるいは腰や首、脳の血管などに損傷を受けたり、先天性の疾患などによって生じる上肢・下肢にあるマヒや欠損などにより、歩くことや物の持ち運びなど日常の動作や姿勢の維持が不自由になります。
- ・ 病気や事故で脳に損傷を受けた場合には、言葉の不自由さや記憶力の低下などを伴うこともあります。肢体不自由の中でも脳性マヒ・脊髄損傷・筋ジストロフィーなどで全身に障がいがおよぶものを全身性障がいといいます。

### 2 配慮の例

- ・ 動作や移動に関し、本人の意向を尊重しつつ、障がいの状態や程度に合わせた対応を検討することが重要です。
- ・ 困っていそうなときは声をかけ、どんな手助けが必要かたずねましょう。
- ・ 代筆を求められた場合は、本人の意思を確認しながら代筆する。

## 内部障がい

### 1 主な特性

- ・ 内臓機能の障がいであり、心臓機能、呼吸機能、腎臓機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、肝臓機能、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能の7種類の機能障がいがあります。
- ・ 外見からわかりにくく、周りから理解されにくいいため、電車やバスの優先席に座りにくいなど、心理的ストレスを受けやすい状況にあります。
- ・ 障がいのある臓器だけでなく、全身状態が低下している場合があり、体力が低下し、疲れを感じやすい人もいます。

### 2 配慮の例

- ・ 体調不良などの申し出があった場合、休憩をしてもらい、必要に応じ別室を用意する。
- ・ オストメイトの方（ストーマ（人工肛門）を持つ方）から申し出あった場合は、オストメイト対応トイレに案内する。 ※市役所本庁舎 本館1階、西棟1階、別館1階

## 重症心身障がい

### 1 主な特性

- ・ 重度の身体障がいと重度の知的障がいなどが重複している障がいです。

- ・移動や食事など、日常生活を自分一人ですることが困難なため、自宅で福祉サービスを受けたり、医療や福祉サービスを提供する専門施設に入所したりして生活しています。
- ・また、医学的管理がなければ、呼吸することや栄養を摂取することも困難な状態を「超重症心身障がい」といいます。

## 2 配慮の例

- ・車いすやストレッチャーでの移動時に人手が必要に見えたら、介助者に「何かお手伝いすることはありますか」と声をかけてみる。
- ・代筆を求められた場合は、本人の意思を確認しながら代筆する。

## 知的障がい

### 1 主な特性

- ・18歳までの発達期に、知的能力に遅れがみられ、日常生活に支障が生じるため、何らかの特別な援助が必要な状態です。
- ・言葉を使う、記憶する、抽象的な事を考えるなどに少し時間がかかります。
- ・障がいの現れ方は人それぞれで個人差があります。少し付きあっただけでは障がいを感じさせない方もいます。

### 2 配慮の例

- ・「一方的に話す」「ひとり言を言う」「同じ言葉を繰り返す」などコミュニケーションがうまくとれません。そのような時は、内容が理解できるように、ゆっくり簡単な言葉で話しかけましょう。
- ・「赤信号でも渡る」「車が来ても避けない」「遮断機が下りても線路に入る」など危険がわからない、助けを求めることができない場合があります。そのような時は、やさしく声をかけ危険であることを知らせましょう。
- ・支援者と行動している人もいますが、行動を決めるのは原則本人ですので、本人の自主性・意思を尊重し、まずは本人に用件や意思を確認する。
- ・子ども扱いをせず、相手の年齢に応じた言葉を使って話す。
- ・必要に応じ、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明する。
- ・必要に応じ、通知、チラシなどに、振り仮名、絵や記号をつけ内容をわかりやすくする。

## 発達障がい

### 1 主な特性

- ・発達障がいは生まれつきの脳の働きの障がいで、注意欠如多動症（ADHD）、学習障がい

(LD)、自閉スペクトラム症など、いくつかのタイプに分類されます。

- 注意欠如多動症 (ADHD) : 多動・衝動性 (じっとしてられない・考えるよりも先に動く)、不注意 (集中できない)、又はその両方の症状。
- 学習障がい (LD) : 全般的な知的発達に比べて、読む、書く、計算する等、特定の事柄のみが難しい状態。
- 自閉スペクトラム症 : 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がいが含まれる。相互的な対人関係の障がい、コミュニケーションの障がい、興味や行動の偏り (こだわり) といった特徴が現れる。
- ・ わかりやすく見通しを示すことで、やる事が理解できたり、初めてのことに取り組むときの不安が少なくなったりします。
- ・ どんな能力に障がいがあるのか、またどのくらいの程度なのかは、人によってさまざまであり、個人差が大きい障がいです。

## 2 配慮の例

- ・ 簡潔、明確、視覚的を心掛け、具体的な表現で、分かりやすく伝える。  
例) 絵や写真を使って視覚的に伝える。(フローチャート、配置図等)  
例) 言葉かけはゆっくり短く、統一してシンプルにする。
- ・ 区切りを明確に伝え、先の見通しを持たせる。(時間割等)
- ・ 集中力の持続時間に合わせて、休憩を挟む。

# 精神障がい

## 1 主な特性

- ・ 統合失調症、うつ病、躁うつ病、依存症、てんかんなどの様々な精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさが生じています。
- ・ 適切な治療・服薬と周囲の配慮があれば症状をコントロールできるため、多くの方が地域で安定した生活を送られています。
  - 統合失調症 : 幻覚や妄想が特徴的な症状で、考えがまとまらない、感情表現が上手くできないなどの症状が表れることがある。
  - うつ病・躁うつ病 : うつ病は、気分が落ち込んだりやる気がなくなったり眠れなくなったりする病気で、躁うつ病は、うつ状態と躁状態 (気分が高揚した状態) を繰り返す病気。
  - 認知症 : 種々の疾患により記憶障がいなど認知機能が低下し、生活に支障が出ている状態。
  - 依存症 : 依存している物質や行為を自分の意思でコントロールできない病気。
  - てんかん : 脳の神経の一部が活発に活動しすぎるため、てんかん発作がくり返し起

きる病気で、突然意識を失ったり、痙攣が起きるたりする。

## 2 配慮の例

- ・長い説明や あいまいな説明はせず、具体的かつ簡潔にゆっくり話す。
- ・書類の記入に時間がかかる時は、落ち着いてゆっくりと書くことができるよう配慮。
- ・無理な励ましは慎む。（本人の過剰なストレスになることがある。）
- ・人に見られることを意識して被害的に受け止める場合があるため、執務室内等での笑い声は控える。
- ・てんかんの発作が起こったら、慌てずに見守り、周囲の危険なものを遠ざける。発作が起きている間は無理に動かさなくて、様子を詳しく見る。発作の多くは、1分から数分たてばとまるため、すぐに救急車を呼ぶ必要はないとされている。ただし、発作が5分以上続く、呼吸の状態がおかしい、発作中にけがをしたなどといった場合は救急車を呼ぶ。

## 高次脳機能障がい

### 1 主な特性

- ・脳卒中などの病気や事故により脳が損傷を受けて、記憶力や注意力が低下したり、感情のコントロールが困難になるなど、認知機能に障がいが起こった状態を言います。
- ・今まで当たり前できていたことができない、すぐに忘れる、うっかりミスが多い、意欲がわからない、人間関係が不得意になる、感情のコントロールができない等の症状がみられます。
- ・社会生活への適応が困難となる一方で、外見から障がいがあることが分かりにくいことから、周囲から誤解されたり、配慮に欠ける対応をされやすく、苦しい思いをしている人がいます。
- ・脳損傷以前に獲得したものは失われていないものが多いため、これまでの生活や人生観などを尊重した対応を心掛ける必要があります。

### 2 配慮の例

- ・ゆっくり、わかりやすく、具体的に話す。
- ・情報は、メモを書いて渡し、絵や写真、図なども使って伝える。

## 難病

### 1 主な特性

- ・発病の原因が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、こ

の疾病にかかることにより長期にわたる療養が必要となるものをいいます。

- ・現在は、「病気をもちながら働く（働き続ける）」ことが大きな課題になっています。
- ・外見からは分かりにくい症状もあるため、周囲の理解が得られず、苦しい思いをしている人がたくさんあります。

## 2 配慮の例

- ・「難病」という言葉のイメージから先入観をもつことなく、一人ひとりのありのままの姿を理解することが大切です。

(島根県あいサポーター研修テキスト等から抜粋編集)

## ＜場面別の障がいのある人への配慮の例＞

### 1 案内(入口・受付)・誘導

---

#### (共通)

- 高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。
- パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
- 目的の場所までの案内の際に、障がいのある人の歩行速度に合わせた速度で歩く。
- 庁舎の入り口や駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。

### 2 相談・説明・窓口対応

---

#### (共通)

- 本人から申し出があった場合、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。(申し出がなくとも必要と感じたらそのとおりに対応)
- 書類の記入方法等を本人の目の前で示す。
- 声かけは、介助の方でなく直接本人にする。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい人について、書類を押さえサポートする。
- 意思疎通が不得意な人に対し、筆談や絵カード等を活用して意思を確認する。
- 本人の依頼があった場合に、代読や代筆を行う。
- 比喩表現等が苦手な人に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。
- 疲労を感じやすい人から休憩の申し出があった場合、休憩時間をとる。また必要に応じ別室を用意する。
- 他人との接触や多人数の中にいることによる緊張等の訴えがあった場合、人の少ないブース、又は別室を用意する。

#### (聴覚障がい)

- 筆談、ジェスチャーでコミュニケーションを図る。必要に応じ手話通訳職員を要請する。

#### (肢体不自由)

- 車いすを使用する人には、かがんで目線が合う高さで話す。

### 3 文書等の作成・送付

---

#### (共通)

- 必要な配慮を提供するまでの一般的な流れ
  - ①障がいのある人を対象として文書等を作成・送付する場合、相手方の障がい特性を確認する。
  - ②配慮の方法を検討
  - ③配慮の提供（配慮を提供できない場合は、理由を丁寧に説明する。）

#### (聴覚障がい)

- 本人が問い合わせしやすいよう、通知に所管課の電話番号に加えてファックス番号やメールアドレスを記載する。

#### (視覚障がい)

- 本人の要望に応じ、通知の文字を拡大する。（22ポイント程度）
- 市民へ広報する資料のうち、視覚障がいのある人に送付するものについては、音声データの提供、点字化等を行う。
- 文書を送付する場合、封筒に所属名、内容の概略等を点字化したシールを貼付する。  
※点字シールは、障がい者福祉課で作成できます。

#### (知的障がい)

- 文書にふりがなをふる。また、抽象的な言葉を避け、絵や図を使って分かりやすいように工夫する。

### 4 会議

---

#### (共通)

- 必要な配慮を提供するまでの一般的な流れ
  - ① 配慮の必要な出席者の有無の確認（出席者報告受付時など、できるだけ事前に確認する。）
  - ② 配慮の方法を検討
  - ③ 配慮の提供（配慮を提供できない場合は、理由を丁寧に説明する。）
  
- 出席報告の様式に「必要な配慮」の項目を設ける。又は、「障がいのある方で、一定の配慮が必要な場合には、その旨を担当まで御連絡ください。」などの記載を行う。

- 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障がいのある人や知的障がいのある人に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。

**(聴覚障がい)**

- 手話通訳者を配置する。本人用として手話通訳者に近い席を確保する。又は、本人の席の近くに手話通訳者の席も確保する。

**(視覚障がい)**

- 会議資料等の事前送付の際は、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）も併せて提供する。

## 5 講演会等のイベント開催

---

**(共通)**

- 必要な配慮を提供するまでの一般的な流れ
  - ① スロープや多目的トイレ等、バリアフリーに配慮した会場の選定
  - ② 配慮の必要な参加者の確認（参加申込書等により、できるだけ事前に確認する。）
  - ③ 配慮の方法を検討
  - ④ 配慮の提供（配慮を提供できない場合は、理由を丁寧に説明する。）

**(肢体不自由)**

- 車いすが通れるように通路を確保する。また席を確保する。

**(聴覚障がい)**

- 手話通訳者及び要約筆記者の配置を求められた場合に配置する。

**(視覚障がい)**

- 資料を配る場合は、要望に応じてテキストデータを送る。

## 7 緊急時の対応

---

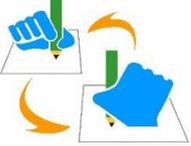
**(共通)**

- 避難誘導する際に、聴覚障がい、視覚障がいの人が取り残されていないか確認する。

障がい者に関するマークの一例

※お問い合わせ等は各マークの所管先へお願いします。

名称	概要	所管
障害者のための国際シンボルマーク 	障がいのある人々が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。このマークの使用対象は車いす使用者だけではなく、すべての障がい者を対象にしています。	公財) 日本障害者リハビリテーション協会 ※普及啓発のための掲載可
盲人のための国際シンボルマーク 	視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などにつけられている世界共通のマークです。	社福) 日本盲人福祉委員会 ※使用申請必要
身体障がい者標識 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁
聴覚障がい者標識 	聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁
ほじょ犬マーク 	身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことで、公共の施設や交通機関、デパート、スーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、障がいのある人が補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障がい者差別に当たります。	厚生労働省 ※使用報告必要

名称	概要	所管
耳マーク 	聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。	一社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 ※印刷、ホームページ等に表示する際は許諾必要
オストメイト用設備/ オストメイト 	人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。このマークを見かけた場合には、身体内部に障がいのある方に配慮されたトイレであることを御理解の上、御協力をお願いします。	公財) 交通エコロジー・モビリティ財団 ※申請不要
ヘルプマーク 	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、又は妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークです。ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。	東京都福祉局 ※使用報告必要
手話マーク  筆談マーク 	「手話で対応できる」「筆談で対応できる」などコミュニケーション手段が一目でわかるマークです。窓口に掲示したり、名札等につけることで手話対応、筆談対応できることを知らせます。	一財) 全日本ろうあ連盟 ※申請不要
おもいやり駐車場 	身体障がい者等用駐車場を必要とする方に、県内に共通する利用証を交付することで、駐車場を利用できる方を明らかにし、駐車スペースを確保する思いやり駐車場制度の標識です。	島根県健康福祉部障がい福祉課

## ○障害者基本法（昭和45年法律第84号）（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（差別の禁止）

第4条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 略

## ○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和27

年法律第292号) 第3章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第7号、第10条及び附則第4条第1項において同じ。) 及び地方独立行政法人をいう。

(4) 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

(5) 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

(6) 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人（同法第21条第3号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

(7) 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(国民の責務)

第4条 国民は、第1条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

## 第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

(2) 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

(3) 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

(4) その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

## 第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としてい

る旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(国等職員対応要領)

第9条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第4条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前3項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

- 2 第9条第2項から第4項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる。

#### 第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

（啓発活動）

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

（障害者差別解消支援地域協議会）

第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

第18条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者

からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第2項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第20条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第5章 雑則

（主務大臣）

第21条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

（地方公共団体が処理する事務）

第22条 第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

（権限の委任）

第23条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

（政令への委任）

第24条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第6章 罰則

第25条 第19条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第26条 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次条から附則第6条までの規定は、公布の日から施行する。

### (基本方針に関する経過措置)

第2条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第6条の規定により定められたものとみなす。

### (国等職員対応要領に関する経過措置)

第3条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第9条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第9条の規定により定められたものとみなす。

### (地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第4条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第10条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第10条の規定により定められたものとみなす。

### (対応指針に関する経過措置)

第5条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第11条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第11条の規定により定められたものとみなす。

### (政令への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

### (検討)

第7条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、第8条第2項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

## 附 則 (令和3年6月4日法律第56号)

この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和4年6月17日法律第68号） 抄  
（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第509条の規定 公布の日

## 松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例

### 目次

#### 前文

#### 第 1 章 総則（第 1 条— 第 5 条）

#### 第 2 章 差別及び虐待の禁止、相互理解の促進の取組（第 6 条・第 7 条）

#### 第 3 章 合理的配慮の促進の取組（第 8 条・第 9 条）

#### 第 4 章 差別等事案を解決するための取組（第 10 条— 第 16 条）

#### 第 5 章 雑則（第 17 条）

#### 附則

全ての市民は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである。市民一人ひとりが、このような思いをもって、その尊厳が重んじられるとともに、誰もが住み慣れた地域社会でお互いを尊重しながら安心して暮らせる共生社会の実現をめざす必要がある。

しかしながら、障がいのある人の社会参加を制約する物理的、制度的な障壁や障がいに関する理解不足から生じる誤解や偏見、慣習等の意識上の障壁など様々な社会的障壁がある。その結果、障がいを理由として不当な差別的取扱いを受けたり、障がいの特性に応じた配慮が十分されていないこと等により、日常生活のあらゆる場面において安心して暮らすことが困難な状況が、今なお存在している。

また、障がいに加え、性別や年齢等による複合的な原因により特に生きづらさや差別感を感じている状況もある。

このような状況を踏まえ、社会的障壁をなくすことが、本市のめざす「住みやすさ日本一の実現」につながるものと考える。

ここに、障がいのある人もない人も、住む人も訪れる人も、安心して暮らせる「住みよい共生社会の実現」を目指し、この条例を制定する。

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この条例は、障がいを理解し、障がいのある人への差別をなくすことに関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、障がいのある人への差別及び虐待をなくすための施策を定め、住みよい共生社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病を原因とする障害その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあることをいう。
- (2) 差別 障がいを理由として不当な取扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害すること又は社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を怠ることをいう。
- (3) 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (4) 合理的配慮 障がいのある人が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失する、又は過度の負担を課するものでないものをいう。
- (5) 虐待 障がいのある人に対して、暴行、暴言、侮辱、嫌がらせ、無視、放置、財産の侵奪、わいせつ行為、性的無配慮等を行うこと又は障がいのある人をしてそれらの行為をさせることをいう。
- (6) 自立 第三者の支えを必要とするか否かにかかわらず、自らの人生を自らの意思で選択できることをいう。
- (7) 市民等 松江市内に居住し、若しくは通勤、通学し、又は松江市を訪れる者をいう。
- (8) 事業者 松江市内において事業活動を行う全ての者をいう。
- (9) 児童 満18歳に満たない者をいう。
- (10) 家族等 配偶者、父母、子及び配偶者の父母並びに同居する祖父母、兄弟姉妹及び孫並びにこれらに準ずる者として市長が定めるもののほか、後見人をいう。
- (11) 難病 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。

（基本理念）

第3条 共生社会を実現するため、全ての人は等しく基本的人権を享有する個人として、障がいを理由とする差別や虐待を受けることなく、その尊厳が重んじられなければならない。

2 社会全体で相互理解と合理的配慮の推進に取り組み、障がいの有無にかかわらず平等を基本として、誰もが参加できる社会を作らなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、第1条に規定する目的の実現を図るため、前条に定める基本理念にのっとり、障がいのある人への差別及び虐待をなくすための施策について、次に掲げる事項を基本として、総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- (1) 市民等及び事業者と相互に連携し、障がいのある人の自己決定を尊重して取り組むこと。
- (2) 障がいのある人だけではなく、障がいのない人にとっても暮らしやすい地域づくりにつながるとの考え方から、多くの市民とともに取り組むこと。

(3) 市は、障がいの相互理解の推進にあたって、周知及び啓発に取り組むこと。

(市民等及び事業者の役割)

第5条 市民等及び事業者は、第3条に定める基本理念にのっとり、障がいに対する理解を深めるとともに、市が実施する障がいのある人への差別及び虐待をなくすための取り組みに協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明(障がいのある人が本人による意思の表明が困難な場合に、本人以外の者が当該本人を支援して行う意思の表明を含む。以下同じ。)があった場合において、合理的配慮をするように努めなければならない。

3 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、合理的配慮をしなければならない。

## 第2章 差別及び虐待の禁止、相互理解の促進の取り組み

(差別及び虐待の禁止)

第6条 何人も、障がいのある人又はその家族等に対し、差別をしてはならない。

2 何人も、障がいのある人に対し、虐待をしてはならない。

(相互理解の促進)

第7条 障がいを理由とする差別から生ずる誤解や偏見を解消するため、市、市民等及び事業者は、障がいについて相互に理解を深めなければならない。

2 市、市民等及び事業者は、相互理解の促進に際し、合理的配慮に基づいた研修の実施及び相互に交流できる機会の提供その他必要な取り組みに努めなければならない。

## 第3章 合理的配慮の促進の取り組み

(合理的配慮の促進の取り組み)

第8条 市、市民等及び事業者は、次の各号に掲げる合理的配慮の促進の取り組みを行うものとする。

### (1) 情報・コミュニケーション

ア 市は、障がいのある人が地域で自立した生活を営むにあたって必要とする情報について、障がいのある人の意思を尊重し、障がいの状態に応じた手段及び方法により、情報提供をしなければならない。

イ 市は、情報の提供及び受領にあたって、手話等のコミュニケーション手段の普及及び拡大をしなければならない。

ウ 市民等及び事業者は、ア及びイに掲げる合理的配慮に取り組むよう努めるものとする。

### (2) 保育・教育

ア 市は、障がいのある児童の保育及び教育を受ける機会を保障し、共生社会の形成に向けて障がいのある児童が障がいのない児童と共に、保育及び教育を受けられるよう合理的配慮等

の必要な施策を講じなければならない。

イ 市は、児童及び家族等に対して、教育や進学に関する相談体制を整えるなど適正な措置を講じなければならない。

ウ 市は、障がいのある児童が、その能力や可能性を最大限に伸ばして自立を図り、社会参加することができるよう特別支援教育を推進するとともに、その目的や内容を市民にわかりやすく知らせなければならない。

### (3) 雇用・就労

ア 市は、障がいのある人の希望と適性に応じ、障がいのある人が就労を行えるよう、行政、企業、福祉、医療、学校その他の関係者による支援体制を整備しなければならない。

イ 事業者は、障がいのある人にとって必要とされる雇用及び就労に関する環境を整備するよう努めるものとする。

### (4) 生活環境（住まい・公共交通）

ア 市は、障がいのある人の住宅の確保を円滑にするための環境整備をしなければならない。

イ 市は、障がいのある人の公共交通機関の利用を円滑にするための環境整備をしなければならない。

ウ 事業者は、ア及びイに掲げる合理的配慮に取り組むよう努めるものとする。

### (5) 防災

市は、障がいのある人及びその家族等が災害時に被る被害を最小限にとどめるため、災害が生じた際に障がいのある人にとって必要とされる援護の内容を具体的に定め、その整備を継続的に行わなければならない。

### (6) 文化・スポーツ等

市は、障がいのある人が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うための環境整備をしなければならない。

### (7) 観光

ア 市は、「国際文化観光都市・松江」を障がいのある人が安心して観光することができるよう観光施設等のバリアフリー情報の提供をしなければならない。

イ 市は、施設利用や移動にあたっての受入体制の整備をしなければならない。

ウ 市民等及び事業者は、ア及びイに掲げる合理的配慮に取り組むよう努めるものとする。

(合理的配慮の評価)

第 9 条 市は、この条例に基づく相互理解の促進及び合理的配慮の取り組み状況の評価を行わなければならない。

2 市長は、合理的配慮の積極的实施及びその普及に貢献したと認められるもののほか、障がいのある人に対する理解を広げ、差別を解消するため市民の模範となる行為をしたと認められるものを表彰することができる。

## 第 4 章 差別等事案を解決するための取り組み

(松江市障がい者差別解消推進委員会の設置)

第10条 市長は、障がい及び障がいのある人に対する相互理解の推進及び差別の解消を図ることを目的として、松江市障がい者差別解消推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、障がいのある人への差別に該当すると思われる事案（以下「差別等事案」という。）に係る申立ての調査及び審議並びに前条第2項の表彰に係る選考を行うものとする。

3 委員会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、障がいのある人への差別に関し、障がい当事者を含め、優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

9 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

10 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(相談)

第11条 障がいのある人、その家族等、事業者その他関係者は、差別等事案について、市に相談することができる。

2 市は、前項に掲げる事務の全部又は一部を次の各号に掲げる者（以下「地域相談員等」という。）に委託することができる。

(1) 身体障害者相談員（身体障害者福祉法（昭和24年法律283号）第12条の3第3項に規定する身体障害者相談員をいう。）

(2) 知的障害者相談員（知的障害者福祉法（昭和35年法律37号）第15条の2第3項に規定する知的障害者相談員をいう。）

(3) 障がいのある人への相談支援を行う事業者

(4) 前3号に掲げる者のほか、特に市長が適当と認める者

3 地域相談員等は、正当な理由なく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(助言又はあっせんの申立て)

第12条 障がいのある人は、差別等事案があるときは、市長に対し、当該差別等事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うよう申し立てることができる。

2 障がいのある人の家族等その他関係者は、前項に規定する申立てをすることができる。ただし、障がいのある人本人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない

(調査)

第13条 市長は、前条の規定による申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について調査

を行うものとする。この場合において、調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

(助言又はあっせん)

第14条 市長は、第12条の申立てがあったときは、委員会に対し、助言又はあっせんを行うことの可否について諮問するものとする。

2 委員会は、前項の助言又はあっせんを行うことの適否の判断を行う場合において、当該差別等事案に係る障がいのある人その他関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 委員会が助言又はあっせんを行うことが適当と認めるときは、市長は、当該差別等事案に係る障がいのある人その他関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。

(勧告)

第15条 市長は、前条第3項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該差別をしたと認められる者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。

(公表)

第16条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。

## 第5章 雑則

(雑則)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(検討)

2 市は、この条例の施行後3年以内において、相互理解の推進及び差別の解消その他この条例の施行状況について、委員会で検討し、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。